

第1章 計画策定の考え方

第1章 計画策定の考え方

1. 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行とともに、家庭と地域を取り巻く環境も大きく変わってきました。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、親戚や地域から支援や協力を得ることが困難な状況となっています。一方、共働き家庭が増加し続けている中で、出産を機に退職する女性が少なくありません。さらに、男性の長時間労働が多く、父親の家事・育児時間は諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。このような状況により、子育ての負担や孤立感が高まっています。

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる状況において、子どもを安心して育てられる環境が必要です。子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるようにすることが求められます。そのために、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要です。

桶川市においては、平成11年3月に「桶川市子育て支援総合計画／べに花の郷エンゼルプラン」を策定後、平成15年7月に国において「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことに伴い、平成17年3月に「桶川市次世代育成支援行動計画」を策定し、さまざまな子育て支援施策を進めてきました。また、さらに効果のある少子化対策・子育て支援対策を総合的に推進するため、平成22年4月に「桶川市次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定しました。

本市としては、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、今後「桶川市次世代育成支援行動計画」を継承しつつ、さらに幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るために、ニーズ調査、桶川市こども育成審議会、パブリック・コメント等による当事者、関係者の意見、要望等を踏まえつつ、子ども・子育て支援法第61条に定める「桶川市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。

本計画においては、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

2. 計画の位置づけ

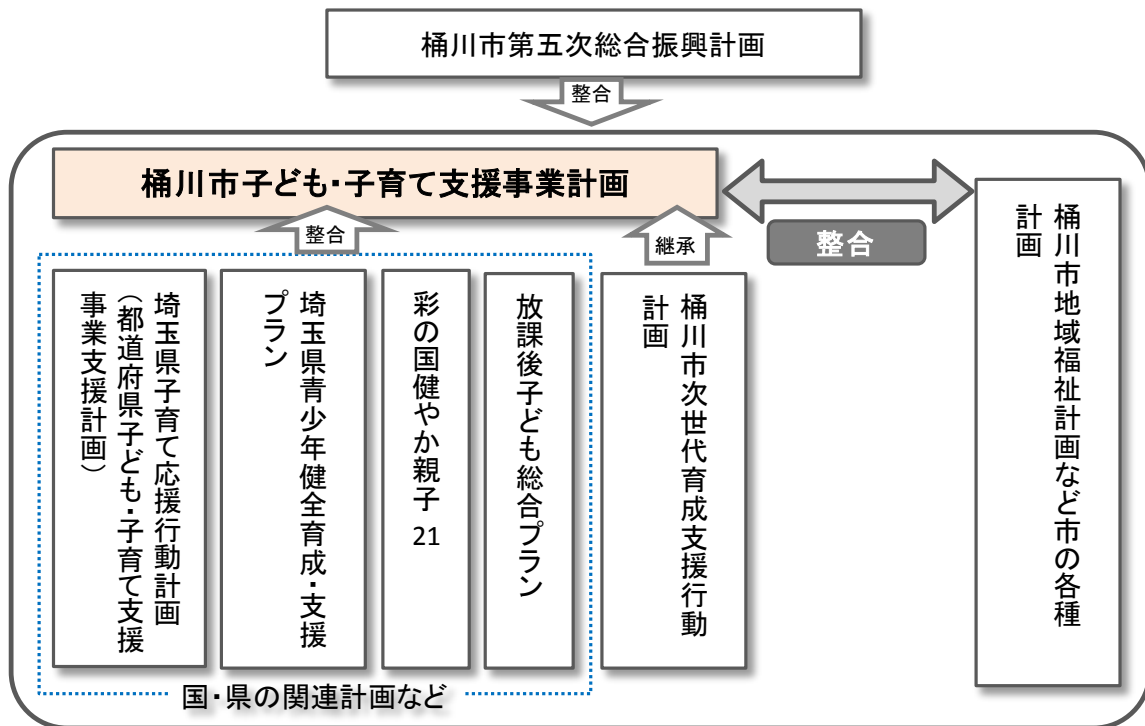
この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定しています。

計画の実施期間が平成26年度までとなっている次世代育成支援行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく平成27年3月までの時限立法となっています。平成27年度以降について、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続しますが、策定は任意となります。

本市では、できる限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に取り入れ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく、市町村行動計画の性格を合わせもった計画としました。

本計画は、主に次のような性格をもっています。

- (1) 次世代を担う子どもが健やかに育つよう、本市がその支援策を推進するための基本的かつ総合的な計画
- (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握を通して、計画期間における数値目標を設定
- (3) 子育て家庭を行政、企業及び学校等地域社会全体で支援していくための方法や方向性の明示
- (4) 国と県の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画、「桶川市第五次総合振興計画」、並びに本市の各種計画と整合性をもった計画



3. 計画の実施期間

本計画の実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

計画の進捗状況については、毎年度評価を行うとともに、その結果を公表します。

年度 計画名称	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
次世代育成支援行動計画	見直し	←
子ども・子育て支援事業計画						策定	→	→	→	→	→